重要なお知らせ

令和8年9月11日
東濃信用金庫

令和８年台風第 24 号及び前線に伴う大雨により被害を受けられたお客さまへ

令和８年台風第 24 号及び前線に伴う大雨により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

東濃信用金庫は、当面の間、災害救助法が適用された愛知県内の被災されたお客さまに対しまして、下記の通りお取り扱いをさせていただきますのでお知らせいたします。

なお、ご本人さまを確認できる資料があるお客さまはお持ちいただきますようご協力をお願いいたします。

記

1. 預金証書、通帳、お届けの印鑑などを紛失された方は、お支払いについて便宜払いもいたしますのでご相談ください
2. 定期預金、定期積金等の期限前払出しや、これを担保とした貸付についてもご相談ください
3. 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形の取立てについてご相談をお受けいたします
4. 災害時における手形の不渡処分について、できる限り配慮いたします
5. 汚れた紙幣のお引替えをいたします
6. 国債を紛失された場合のご相談もお受けいたします
7. 今回の災害にかかるご相談（必要資金、返済猶予等）については、営業店に設置の相談窓口にて対応いたします

※また今後災害救助法の適用地域が追加された場合等も同様の対応をいたします。

以上